

第3回教育・研究WG議事概要

平成16年11月26日

(開会)

白石主査： おはようございます。本日は、第3回の教育・研究WGとして、文部科学省の担当官にご出席をいただき、文部科学省で検討が進められている、義務教育の改革について、ご説明をお願いすることとしております。文部科学省から、前川初等中等教育企画課長、勝野視学官、小林課長補佐においでいただいておりますので、既にお示ししてある当方からの質問事項に沿ってご説明をいただき、質疑を行いたいと思います。なお、時間が非常に限られておりますので、説明はできるだけ簡潔に願います。10分～15分をめどと考えておりますので、よろしく願います。

(文部科学省からの説明)

前川初等中等教育企画課長より、提出資料に基づきご説明。

(質疑応答)

福井専門委員：まず、専門職大学院についてお伺いしたいのですが、今までの教員養成の学部教育とはどこが違うのか、ポイントを教えてください。

勝野視学官：専門職大学院という制度は従来からありまして、従来の大学院と違うところは、基本的にはこれから中教審でご審議いただく内容ですが、一つには、できるだけ実践的な教育を重視するという事です。例えば、教育実習等、学校現場で実際に求められる指導に即した養成教育が行われていますが、それについてまず充実させていくということがポイントになるかと思えます。それから、そういった教育を支える実務家教員が一定の割合登用されることになっておりますので、実地に即した教育を行っていく、という方向でこれから中教審にてご審議いただくことになるのだと考えております。

福井専門委員：諸外国で同様の大学院はあるのですか。

勝野視学官：大学院レベルでの教員養成を行っているところは、例えば、フィンランドでは、修士卒というのが教員資格の要件になっています。

所謂、専門職大学院という類型は、例えばアメリカにおいてプロフェッショナルスクールがありますが、そのぐらいが諸外国の例だと思えます。

白石主査：実践的教育の重要性とか、実務家教育ということを考えて場合、何も大学院を作ることなく、現在の4年制の課程の中でも十分に反映できるものとするのですが、なぜ今回、いきなり大学院というところに結びつくのでしょうか。

勝野視学官：わが国の教員養成は、「開放制の原則」というのを取っておりまして、教員養成系の大学でも教員養成をやっており、一般の大学でも教職課程と認定されれば、教員を養成できる仕組みになっています。700以上ある大学のうち75%の大学はそういう教職課程を持っています。したがって、かなり多くの大学で教員養成をおこなっているという状況があります。特に、一般大学におきましては、一般の学部にも所属しながら、特定の教職科目を履修するという形になっておりますので、学校現場の要請にかなう教員養成を行うにはかなり窮屈になっているという現実もございます。もう一つには、免許状の取得件数は、年間約21万件ぐらいですが、実際に公立学校の先生として採用されるのは2万人弱となっております。免許は、簡単とまでは言いませんが、取ろうと思えば取れる、しかし、教員として登用される人は少ないということです。任命権者である都道府県が求める教員としての基準と学生に付与される免許状とは実際は乖離があるという問題点が指摘されています。そういうことを解決するためには、養成段階において、現場の実際の課題に即した教育を実践的に行うという新しい形態が必要ではないか、という問題意識から専門職大学院ということが構想されたと考えております。

福井専門委員：諸外国では専門職大学院の制度はないとのことですが、専門職大学院を修了するということと、教員として適格性を備えることとの間に、相関関係があるというデータ、若しくは議論はあるのですか。

勝野視学官：今の採用の仕組みについて言えば、あくまでも都道府県の教員採用選考試験があつて、そこで採用されるという仕組みになっています。直ちに専門職大学院を出れば教員に採用されるに相応しいということにはならないと思えますが、より学校現場で役に立つ教育を養成段階で付与し、加えて、現場の先生方にも入ってもらって、いわば採用する側から見ても養成教育というものがどうい

う形で行われているのか、かなり日常的に見えてくるのではないかと、思っております。

福井専門委員：ご意図はわかりますが、大学院レベルの実務的教育を行ってれば、適格性を有する教員が増える筈だという前提ですね。

勝野視学官：少なくとも実践的な指導力は今よりは向上するのではないかと考えています。

福井専門委員：実践的な指導力は初任段階のみならず、ずっと生涯持続するとお考えですか。

勝野視学官：あくまでも教員としての資質は教職生活全体を通じて伸びていくものですから、少なくとも、教員に採用された時点の実力というもの、学部段階よりは高いものになるのではないかと考えています。

福井専門委員：任用前研修という意味合いで考えればよいのですか。

前川課長：今の時点では、事務局として多くのことは基本的に語れません。これは、中教審に諮問したものでありまして、中教審でこれからきちんとした議論がされていくものであり、制度設計等の詳細には答えられないのです。

福井専門委員：事務局として答えられる範囲でお答えくださればいいのです。

前川課長：基本的にはお答えできないです。

福井専門委員：答えられる範囲でお答え頂ければいいということです。

前川課長：中教審にお任せしているという位置づけであるので、このような議論は基本的に控えるべきだと思っております。その点、ご了解いただきたい。

福井専門委員：どこの専門職大学院を念頭におかれているのでしょうか。全国でどのくらいというイメージでしょうか。

勝野視学官：今現在、教員養成の大学院は存在しないので、念頭に置く、というものはありません。幾つぐらいか、についてもこれから中教審でご審議いただくことであり、現段階では分かりません。

福井専門委員：修了者の処遇については、優遇ということが書かれていますが、具体的にはどのように優遇するのでしょうか。

勝野視学官：優遇とまでは書いていないのではないのでしょうか。

福井専門委員：懇談会の「第一次まとめ」の中（P2 1.（1）の最終段落）で、「修了者が採用、処遇等における優遇措置を講じられることを希望する。」とありますが。

勝野視学官：これは、あくまでも大臣の私的懇談会での提言ですから、これから具体的にどう議論に反映していくかは、中教審でご議論いただ

くということ。

福井専門委員：「諮問内容の2．審議事項（1）に修了者の処遇等とありますが、」これは具体的にどういうことを議論・検討するということでしょうか。

勝野視学官：それはこれからの議論に委ねたいということでございます。

福井専門委員：採用や任用等で優遇することがありうるということですか。

勝野視学官：ありうるかどうかも含めて中教審におけるご議論だと思っています。

福井専門委員：白紙だと理解していいですか。

勝野視学官：あくまでも、中教審のご議論に委ねたいと思っています。

福井専門委員：中教審から出たものをそのまま政策に実現するという意味ですか。

勝野視学官：そのままといいますか、文部科学大臣の諮問機関ですので、我々としてはそれを尊重して具体化に向けての方向性を探りたいと思っています。

福井専門委員：現在専門職大学院に関する予算要求等は行っていますか。

勝野視学官：直接関わるものはございません。

福井専門委員：直接関わらなくても、関連するものはありますか。

勝野視学官：専門職大学院に関連するものはございません。

草刈総括主査：中教審への諮問内容はこの紙に書いてありますが、専門職大学院の件と免許制の件の二点だけと考えていいですか。つまり、質問は、義務教育改革そのもの全体についての諮問ではないと考えてよいですか。

前川課長：義務教育全体については、すでに包括的な諮問が行われておりまして、包括的な諮問に沿って中教審で議論がすでに進んでいた、という事実がございます。つまり8月10日の時点で河村大臣が私案を示されましたが、この時点で中教審としての議論が進んでいて、河村大臣の改革案は中教審の議論を言わば先取りする形で具体的な論点まで踏み込んだ提言をされているわけでございます。中教審がまだ結論に至っていない問題についてまで具体的な意見を述べておられます。従って、河村大臣の私案としてしか示せなかったという問題がございましたけれども、少なくとも、義務教育改革の包括的なものについては、中教審が議論を進めていた、現在も進めている、という背景がございます。但し、教員養成と免許制のあり方については、包括的な諮問の内容に入っておりませんでしたので、改めて諮問したということでございます。

草刈総括主査：そうすると、包括的諮問の方はいつ結論が出てくるのですか。

前川課長：これらにつきましては、概ね、今の心積もりとしては、来年度（平成17年度）中に結論を出していただいて、出来るものから制度化に移していきたいと思っております。

草刈総括主査：包括的なものも、追加のもの（教員養成大学院、免許の更新制）も同じようなタイムスケジュールで進んでいるとの了解で良いですか。

前川課長：心積もりとしては、17年度中に結論を出して欲しいと思っております。17年度中には結論を出していただいて、18年度には制度化に着手していきたいと考えています。

草刈総括主査：専門職大学院についてですが、要するに教員免許には二つの取り方があると。一つは、大学で教職課程を取って、免許取るというやり方、もう一つは、教員養成系の大学で4年間勉強して免許を取るという方法、の二つあるということですね。教員養成の大学院というのは、前者のように普通の大学で教職課程を経て免許を取った人は教員として実地訓練が足りないのものでそういう人を対象とするものなのか、若しくは、いわゆる教員養成系の大学を出て免許を取ったという人も対象としているのか、どちらなんでしょう。

勝野視学官：それも一つの検討課題となっております。中教審の諮問の中でも具体的にどういう制度設計をしていくのか、というところが大きな検討課題となっております。具体的にどういう方々に入学資格を与えるのか、というのもこれからの検討になるかと思えます。

草刈総括主査：通常の大学で教職課程を経た学生と、教員養成系大学を出た学生との差を埋めるために、専門職大学院を作るということではない、と理解して良いですか。

勝野視学官：先程も申し上げましたが、わが国の教員養成は「開放制」ということで、色々な教育を積んできた人たちが先生になれる道を開いているというのが基本的な原則ですから、その原則の中で「専門職大学院」をどう位置付けるか、まさに、どういうところに入学資格、門戸を開くかということになるかと思えますので、どうすり合わせるかというのが検討課題です。

草刈総括主査：それも含めて中教審の審議に委ねようという理解で良いですか。

勝野視学官：はい。

草刈総括主査：教職員免許の更新の話ですが、例えば教職課程を修了すれば、

採用されるかどうかは別ですが教員免許を取得できる等、免許の在り方そのものが非常に問題だ、という議論も多々あるわけですが、免許制度そのものについても今回諮問しているという理解で宜しいですか。それとも、免許制度は現在のままでよい、それは置いておいて更新制の導入に力点をおいて諮問しているということなのでしょうか。

勝野視学官：細かい話になりますが、諮問理由の2ページ目をご覧頂きたいのですが、中ほどにございますが、先程ご説明したように、「取ろうと思えば取れる」というのが今の免許制度の仕組みですので、必ずしも教員の全体的な資質・能力というのが、免許の授与にあたって反映されていないという指摘でもございます。教員免許というものが教員としての必要な資質・能力を確実に保証するような免許制度にしていくと共に、そういう中で更新制をどう考えていくか、というのが諮問の趣旨でございますので、今ご指摘いただいた点も含めてこれからご議論いただくことになると思います。

福井専門委員：免許の前提になる科目は変わるのですか。教職課程の履修要件等ですが。

勝野視学官：変わるかどうか、これからそういう点も含めて議論になっていくかもしれません。

福井専門委員：変わらなければ、今不十分と言われておりますので意味がないと思いますが。

勝野視学官：免許の履修科目なのか、履修の要件なのか、色々と議論はあると思います。

福井専門委員：現在の教職免許ですが、先程21万件とお話がありましたが、これは小・中・高含めてですか。

勝野視学官：幼・小・中・高すべて含めてです。

福井専門委員：ジャンル別の件数と、区分毎（幼・小・中・高）に教員養成系大学の出身者と一般大学の出身者の人数を教えてくださいませんか。

勝野視学官：わかりました。

福井専門委員：それから、採用される方が二万人弱とのご説明ですが、これについても、区分ごとの人数と教員養成系大学出身者と一般大学の出身者の人数を教えてくださいませんか。

勝野視学官：はい。

福井専門委員：免許のことなのですが、現在の免許は不十分だという諮問文のご認識があるのですが、教職課程の科目名とか単位数とかは、概ねどういう内容でどういう縛りになっているのでしょうか。

勝野視学官：免許の種類というのは、一つには、専修、一種、二種、と3種類ありまして、それぞれ、修士レベル、学部レベル、短大レベルとなっております。それから、学校種毎に分かれておりまして、中学・高校についてはさらに教科毎に分かれております。具体的に免許を取得する際の科目としましては、大きくは教科に関する科目、教職に関する科目の二つに分類されております。教科に関する科目は、まさにその教科の専門的知識にかかわる科目です。また、教職に関する科目は、教育の意義、理論、児童生徒理解、教育実習、生徒指導、教育相談等、教員の特殊的な職務にかかわる科目です。

福井専門委員：教育実習も含まれているのですか。

勝野視学官：教育実習も教職に関する科目に含まれます。

福井専門委員：今不十分というのは、特にどういう点において今の免許制度がうまく機能していないというご認識ですか。

勝野視学官：ここにも書いておりますが、実際の教科等の指導力やあるいは、教員としての適格性を含めた全体としての資質・能力が十分に判断される仕組みではない。要するに、科目を履修して、単位を取得すれば免許が取れるということになりますが、科目を履修したからと言って、その科目を分かりやすく効果的に、教えられるか、という指導力までは見ることは出来ない。あるいは、教員としての適格性があるのかどうかは単位を取っただけではわからない、ということがここで指摘されている一つの課題となります。

福井専門委員：そうしますと、今度、更新制とセットで免許制自体を見直すとして、指導力を担保できるような単位取得の在り方、大学教育で必要とされる教授内容は想定できるのでしょうか。

勝野視学官：それがまさに今回検討課題と上がっています通り、教員免許授与の仕組み自体をどうしていくのかという問題意識に立って検討されていくのだと思います。

福井専門委員：特区などで良く言われていることですが、例えば、よくネイティブの外国人に英語を教えてもらおうと思っても、免許状を持っていないし、常勤教員になれないという点も指摘されていますが、そういう問題に関してはどのように応えられるとお考えですか。

勝野視学官：例えば、特別非常勤講師という形で免許状がなくても教えられるようになっています。

福井専門委員：常勤になれますか。

勝野視学官：常勤ではなく、非常勤という扱いになります。

福井専門委員：常勤でネイティブな方を雇いたいというニーズについてはどう
いう対応をされますか。

勝野視学官：例えば、外国で必要な教育を受けた方が、日本で日本の制度のも
とに免許状を取得するという仕組みもございます。

福井専門委員：それは、極めて例外的ですね。件数も少ないでしょうし。

勝野視学官：例外的ではありませんし、もう一つには特別免許状という形で免許
を授与する仕組みもございます。

福井専門委員：例えば、コンピューター技術者で物理や数学にも秀でた方が教壇
に立とうとしてもその時点では免許がなくて教えられない、とい
う話もよく聞くのですが、そういった課題と免許制を強化するとい
う方向とは矛盾する側面があるとように見受けられますが、ど
うお考えでしょうか。

勝野視学官：教員というのは、児童・生徒の人格形成に関わる専門的な職業で
あるということから、教員養成というのは大学における養成、そ
して免許付与を原則にしておりますので、これらも尊重していく
べき考え方ではないかと思えます。但し、優れた技能や知識を有
する社会人を学校教育の中で活用していくことは必要ですので、
すでに申しあげました制度を活用していく方策をこれからも各県
に働きかけていくことが必要であると考えています。

福井専門委員：免許制度は必要であるとおっしゃる一方で、今の免許制度は必
ずしも十部機能されないということですが、こういった方向であ
れば機能するとお考えでしょうか。

勝野視学官：まさに諮問文にも書いてありますとおり、教員としての全体的な
資質・能力を確実に教員免許が反映する、というものにしていく
ことだと考えています。

福井専門委員：今の教員免許について、例えば、適格性や能力を理由に拒否さ
れるという事例は何割ぐらいあるのでしょうか？

勝野視学官：今は、大学で必要な単位を修得して、申請すれば免許が授与され
るという仕組みになっています。

福井専門委員：今の大学を考えると、落第すると覚悟を決めた人以外には全員
に対して免許が授与されていると理解していいのですね。実質的
にはそれほど高いハードルではないと理解していいですか。

勝野視学官：申請をして、基準を満たしていればいいということになります。

福井専門委員：そういう大学での単位取得を前提とした免許制度をいかにアレ
ンジしたとしても、本当に適格性が分かることになるのかどうか、
よく見えませんね。

勝野視学官：ですから、そこも含めて免許の授与の仕組みをどうしたらいいのか、検討していただくことになろうと思います。

白石主査：先程二つの問題点を指摘されています。今700以上ある大学の多くが教員課程を持っているが、他の科目で忙しくてきちんと教職に関する講座が受講できていない。もう一件は、21万人が免許を取得するが2万人弱しか採用されていない、という点で狭き門だが現場で取りたい人が取れていない、という二つの問題があるとのこと指摘でありましたが、現時点での問題解決策、例えば一般の大学で教職課程を取るのであれば、今よりも長い期間、現場経験を義務付けさせるとか、また、採用の方式を変えてみる。例えば試験や面接で採用を決めるのではなく、一旦仮採用してみて実際に働かせてみてから本採用する等、の解決策があると思っています。こういうものを放置して、何故木に枝を接ぐような大学院制度を新たに設置しようとしてくるのか、ここに議論の飛躍があるような気がするのです。一点お伺いしたいのは、専門職大学院を作って教壇に立っていただきたい人とは具体的にどのような人物像を考えていらっしゃるか、お考えがあれば教えていただきたい。

勝野視学官：これから求められる教員の専門性や指導力は何なのか、という観点で中教審においてこれから議論されていくということだと思いますが、事務方として考えますのは、専門職大学院が期待されていますのは、学校現場の実践的な指導力を養うということが一番ではないか、と思っています。

白石主査：実践的な指導力をもう少し具体的に言っていただくとどうなりますか。

勝野視学官：例えば、今の新任教員の課題として指摘されますのは、一つには教科の専門的な知識は優れているけれども、それを実際に子供に教える指導力があるのか、子供に接することが出来るか、更には、保護者、教職員の中で円滑に自分の役割を果たすことができるのか、といった、教員たる職務に必然的に関わるような資質・能力の面でやはり不十分だという声を聞きますので、そういうことも含めて実践的な指導力が求められていると考えています。

白石主査：そういうことをご指導される「実務教職員」は、今おっしゃったようなスキルに長けている人が教官にならなければならないと思いますが、現場にこれだけ沢山の問題があって、その中から指導に値する人をどうやってお選びになるのでしょうか。今問題を抱

えているところから人材を持ってきて、良い指導力を持つように育てていけるのでしょうか。私は、むしろ、色々な社会経験を持って、色々な立場の人の気持ちがわかる、そして経験を持って語れる人が現場に求められていると思います。専門職大学院というのはそういう人たちを阻む参入障壁に明らかになると考えています。当会議としてはこういった専門職大学院に反対したいと思います。

前川課長 : 反対されるんですか。

白石主査 : 今の制度設計の中では認めるわけにはいかないと考えています。

福井専門委員 : もう少し伺いたいんですが、「指導力」を大学院で養うということですが、現在も、例えば塾とか予備校とか民間の教育機関には教員養成学部すら出ていないし、もちろん教職課程を取っていないけれども、子供たちを楽しませて、上手に教えていて、親からも不満のない方がいっぱいいらっしゃるわけです。むしろ、一部の公立学校では、学校ではなくそもそも塾で勉強するという子供達が多くいるわけですね、特に都内などでは。ということは、現実には今あるデータなり、事象から見て、本当に教職課程とか教員養成のプロセスを経た人が教員としての適格性や品質を保証されているかということ、それ自体社会事象として疑わしいというのが、多くの方の見方だと思いますが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

勝野視学官 : 塾とか予備校等の先生と、学校の先生の違いという点ですが、学校の先生は与えられた授業だけを教えるのではなく、学校というのは全体として的人格形成に資する教育活動を行っているわけですから、そういった面での幅広い資質・能力というものが学校の先生には求められているのだと思っております。

福井専門委員 : 学校というのは、基本的にはまずは子供たちが勉強を楽しく理解できて、その上で全人格的な教育というオプションがあるわけですから、学力面での指導について効果が疑わしいと言われる現象がすでに生じている学校と、学力面で成果を上げ、生活指導等もやっている塾、という事象を比べたときにどうかという視点はどうかお考えでしょうか。もちろんこれだけが全てではありませんが、教育について何がそのパフォーマンスを高めているのか、ということについては色々な見方があるわけですから、色々な比較をされた上で教育改革を考えるべきではないでしょうか。

前川課長 : 福井先生のお考えは、まさに免許制度を廃止するということでし

ようか。

福井専門委員：免許制度の意義をまずはお聞きしているのです。私どもは、今の免許制度、特に更新制度についての具体的な中身がわかりませんでしたので、まずその意味をお伺いして頭の整理をしておきたいということです。

白石主査：一点教えて頂きたいのですが、今は、不適格ということで、一旦現場を離れている先生がいらっしゃいますよね。その方が研修を終えて現場に復帰される際には、指導力を回復したということを見て現場に戻しているのだと思いますが、それが、どれくらい成功しているものなのか。全都道府県で、どれだけの不適格教員が出て、どういう戻し方をして、どれだけ生徒先生に認められる先生になったのか、というデータをお持ちでいらっしゃいますか。

前川課長：不適格教員については、取り組みが始まったところでありまして、ようやく、全ての都道府県において、不適格教員、指導力不足の教員と呼んでおりますが、これを認定するシステムが出来ました。全ての都道府県教育委員会で判定委員会を設置しておりまして、平成15年度中には確か481人の指導力不足の教員というのが認定されております。基本的に指導力不足と認定された教員には研修を受けさせ、研修の成果を見ながら現場に復帰できるかどうか、あるいは教員としては現場に復帰することはできない、という見極めをしていく。長いところでは、2年、3年という研修をするところもございますが、これはバランスの問題ではございますが、あまり長く研修をして結局教職に戻せないということであれば、その間の時間が無駄になってしまいますので、一定の期間を経たところできちんとした見極めをしてもらうようお願いしております。まだ取り組みが始まったばかりですので、現場に復帰したという事例は多くありませんが、私共としましては、現場に復帰にした後もしっかりフォローをしていきたいと考えております。

福井専門委員：指導力不足教員なのですが、私自身も教育委員会の任用担当者からヒアリングをしたことがございますが、指導力不足の教員というのは非常に増えているとおっしゃっています。しかも、そういう指導力不足の教員を研修名目で施設に送り込むのですけれども、幹部の方が、それで良くなるような問題ではない、やはり一度指導力不足と認定された方がちょっとした研修を受けて回復する可能性というのは実はまったくないけれども、雇用が保障され

ているからそうせざるを得ないんです、とおっしゃっていました。そういう、現場の極めてペシミスティックな感覚があるわけです。現場の感覚を踏まえて、不適格教員、指導力不足の教員のことをどのようにお考えであるのかお聞きしたいわけです。

前川課長：これまでになかった分限免職も出てきているのです。指導力が無いということで。免職にするのは相当に勇気がいることだったのですが、実際に出てきています。

福井専門委員：よほどの破廉恥なことをしない限り、分限免職とか分限降格とかはありえないのではないですか。

前川課長：破廉恥なことをした人は、それは懲戒免職です。

福井専門委員：ここで破廉恥と言っているのは、刑事法に触れる云々の話ではなく、指導力不足の点での破廉恥の度合いを言っているのです。

草刈総括主査：何%ぐらい不適格教員が出ているのか、というデータはありますか。

前川課長：481人という数は100万人からすれば、非常に小さな数でございます。しかし、潜在的な指導力不足教員というのはまだまだ沢山いると考えています。ただ、その指導力不足にも様々な程度がございますから、一定の研修を積んだら現場に戻れるという人もやはりいると考えています。中には現場に戻すのはふさわしくないという者については、きちんとした判定をした上で、最終的には分限免職まで考えなければならぬと考えています。

草刈総括主査：今日色々な話を伺って、私どもとしてはこう思うという意見表明はさせて頂きたいと思っております。

福井専門委員：最後の質問です。現場への権限委譲の件、これは、校長等の、あるいは自治体の権限強化ということですが、権限強化の意味合いについては、どういう意味での権限をさらに与えるということでしょうか？

前川課長：これは、学校の管理運営にかかわる権限全般でございますけれども、議論になることが多いのは、人事に関する権限、予算に関する権限、教育内容・カリキュラム編成・教材の選び方に関する権限、というのが大きいところだろうと思っております。そういう権限を都道府県が持っているところは市町村に、市町村が持っているところは校長に、ということを考えております。

福井専門委員：権限の分権自体は今の大きな流れであり、それはそれで意味のあることだと思いますが、通常権限をおろすということは、責任を伴うこととパッケージで考えるわけです。責任を取らなくても

いいが、強い権限だけ持っているということでは、モラルハザードの温床になりかねないと考えますが、この点はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

前川課長 : この点については、義務教育改革の中でも触れられていますが、学校評議員、学校運営協議会の制度、こういったものを含めまして、地域住民や保護者が評価をし、運営に参画していく仕組みをうまく作っていくことが大事だと思っております。その前提として学校評価の仕組み、その評価を公開していく仕組みが重要だと思っております。

白石主査 : 学校評議員について今実態がどのようになっているか、現場をご存知でいらっしゃいますか。

前川課長 : 決して満足できる状態でないことは承知しております。

白石主査 : 校長先生のお友達クラブの様などころでお茶を濁してオシマイ、という会議体がいっぱいございますよね。そういうところに学校評価を任せていってしまっていないのでしょうか。

前川課長 : これから作っていく制度ですので、今の時点では致し方ない部分もあると思います。

白石主査 : 学校運営協議会については、モデル的におやりになっているのだと思いますが、また後日教えていただけますでしょうか。草刈さんの方は何かございますか。

草刈総括主査 : いいえ、特にございません。

白石主査 : それでは、本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上